

随意契約の状況

所管： 住民サービス課

執行： 令和8年4月1日

件名	契約の概要	契約期間	契約の相手方	契約金額（円）
八雲町高齢者等生活支援事業給食サービス委託業務	高齢者等生活支援事業給食サービス委託業務に係る夕食弁当の配食	令和8年4月1日 ～ 令和9年3月31日	八雲町高齢者事業団 会長 井口 啓吉  八雲町熊石雲石町135 番地2	5,141円/日

随意契約とした理由

見積先選定理由

本業務を実施するにあたり、給食サービス利用者の状況を的確に把握し、委託内容を安価に実施できる事業者が、熊石地域にはありません。

よって、地方自治法234条第2項、地方自治法施行令167条の2第1項第3号及び八雲町財務規則第140条第2項第1号の規定により、同業者より見積書を徴した結果、予算の範囲内であったため、随意契約を行ったものであります。